

自転車の 路側帯の通行方法、変わりました！

道路交通法等 一部改正 （平成25年12月1日施行）

そもそも、自転車は
路側帯を通行して
いいの？



道路交通法第17条の2第1項、第2項
※交通の方法に関する教則(注2)
交通安全教育指針(注3)も併せて改正

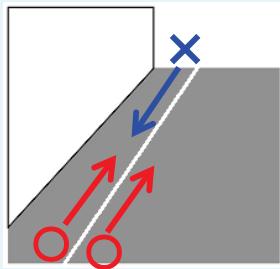


通行できる路側帯がありますが、次のことに気をつけてください。

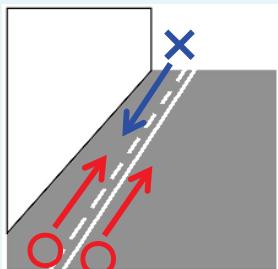


- 自転車が路側帯を通行する場合、道路の左側に設けられた路側帯に限られます。
※H25.12.1 施行
- 自転車が通行できる路側帯内であっても、歩行者の通行の妨げとなる場合は、通行できません
- 歩行者用路側帯(注1)は、自転車は通行できません。

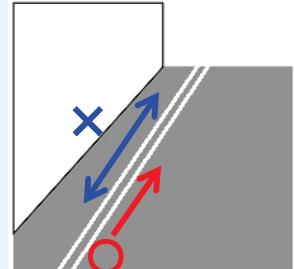
＜路側帯＞
白の実線1本



＜駐停車禁止路側帯＞
白の実線1本、破線1本



注1 <歩行者用路側帯>
白の実線2本



自転車関係の教則^(注2)・指針^(注3)も変わりました！

教則・指針一部改正の  主なもの を紹介 （平成25年12月1日施行）



シートベルト

幼児を自転車の幼児用座席に
乗車させるときは、
ヘルメットだけではなく、
シートベルトも着用させましょう。



保険加入

自転車の交通事故でも多額の
損害賠償責任が生じるおそれ
があるので、保険等
に加入するように
しましょう。



参考(TSマーク)

反射材用品

自転車に乗るときは、運転手から見やすい
ように、明るい目立つ色の衣服を着用し、
夜間は反射材用品等を着用しましょう。



点字ブロック

自転車は、点字ブロックの上
や近くに駐車しないように
しましょう。

* 注2 交通の方法に関する教則(国家公安委員会告示第3号)…道路交通法に基づき、交通ルールとマナーをわかりやすくまとめたもの。

* 注3 交通安全教育指針(国家公安委員会告示第15号)…交通安全教育を効果的かつ適切に実施するための手引。